

経済産業省

20240624貿局第2号

経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年6月28日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」等の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）

改 正 後	現 行
第1 輸入の確認 (略)	第1 輸入の確認 (略)
1－2 輸入の承認に関する確認	1－2 輸入の承認に関する確認
1－2－1 輸入承認証の内容に関する確認（輸入承認申請者） (略)	1－2－1 輸入承認証の内容に関する確認（輸入承認申請者） (略)
1 (略) 2 経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部貿易審査課（以下「審査課」という。）、経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部貿易審査課農水産室（以下「農水産室」という。）又は経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室（以下「ワシントン室」という。）と協議し、相当な理由があると認められる場合 (略)	1 (略) 2 経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部貿易審査課（以下「審査課」という。）、経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部貿易審査課農水産室（以下「農水産室」という。）又は経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室（以下「ワシントン室」という。）と協議し、相当な理由があると認められる場合 (略)
第3 電子情報処理組織を使用して電子許可・承認・確認を受けた貨物に係る輸入の取扱い	第3 電子情報処理組織を使用して電子許可・承認・確認を受けた貨物に係る輸入の取扱い
3－1 輸入の確認及び税關における取扱い	3－1 輸入の確認及び税關における取扱い
3－1－1 輸入の確認に係る運用 (略)	3－1－1 輸入の確認に係る運用 (略)
1・2 (略) 3 2－4及び1－2－5の3に該当する場合は、経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部貿易管理課に連絡すること。 4 輸入規則第2条の2の専用電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルに記録する裏書情報（電子裏書通達に規定されるものをいう。以下同じ。）は、1－5－2の取扱いを準用する。この場合において次に掲げる事項に注意すること。	1・2 (略) 3 2－4及び1－2－5の3に該当する場合は、経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部貿易管理課に連絡すること。 4 輸入規則第2条の2の専用電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルに記録する裏書情報（電子裏書通達に規定されるものをいう。以下同じ。）は、1－5－2の取扱いを準用する。この場合において次に掲げる事項に注意すること。
(1) (略) (2) 1－5－2の5の取扱いについては、本許可の際、申告者（電子裏書通達の記の1.の(2)に規定する者をいう。）は経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部貿易管理課に連絡し、許可前取引承認時に専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報の削除を求め、当該削除がなされた後、改めて当該ファイルに裏書情報を記録す	(1) (略) (2) 1－5－2の5の取扱いについては、本許可の際、申告者（電子裏書通達の記の1.の(2)に規定する者をいう。）は経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部貿易管理課に連絡し、許可前取引承認時に専用電子計算機に備えられたファイルに記録した裏書情報の削除を求め、当該削除がなされた後、改めて当該ファイルに裏書情報を記録す

改 正 後	現 行
<p>ること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>と。</p>
<p>(4) 1－5－2の9の取扱いについては、当該取扱いの適用を受けることとなった場合は経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易管理課に連絡すること。</p>	<p>(4) 1－5－2の9の取扱いについては、当該取扱いの適用を受けることとなった場合は経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易管理課に連絡すること。</p>
<p>5 1－5－4に該当する場合は、経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易管理課に連絡すること。</p>	<p>5 1－5－4に該当する場合は、経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易管理課に連絡すること。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>3－2 税関長に委任されている権限に係る運用</p>	<p>3－2 税関長に委任されている権限に係る運用</p>
<p>3－2－1 (略)</p>	<p>3－2－1 (略)</p>
<p>3－2－2 有効期間の延長の取扱い</p> <p>2－2－2に規定する有効期間の延長については、電子許可・承認・確認に対して有効期間を延長する処分を行った場合、当該処分を行った旨を表す書面を当該延長の申請を行った輸入者に交付し、当該処分を電子許可・承認・確認の有効期間満了後速やかに経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部貿易管理課まで当該処分を行った旨を表す書面を提出するよう当該延長の申請を行った輸入者に指示すること。</p>	<p>3－2－2 有効期間の延長の取扱い</p> <p>2－2－2に規定する有効期間の延長については、電子許可・承認・確認に対して有効期間を延長する処分を行った場合、当該処分を行った旨を表す書面を当該延長の申請を行った輸入者に交付し、当該処分を電子許可・承認・確認の有効期間満了後速やかに経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部貿易管理課まで当該処分を行った旨を表す書面を提出するよう当該延長の申請を行った輸入者に指示すること。</p>

「税関における包括承認（委託加工貿易契約）の確認方法について（お知らせ）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○税関における包括承認（委託加工貿易契約）の確認方法について（お知らせ）（平成26年4月24日付け20140416貿局第1号）

改 正 後	現 行
2. お問い合わせ先 経済産業局（ <u>通商事務所を含む。</u> ）、沖縄総合事務局	2. お問い合わせ先 経済産業局（ <u>関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。</u> ）、沖縄総合事務局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(平成21年5月21日付け平成21・05・11貿局第4号)

改 正 後	現 行
<p>2 申請手続</p> <p>(1) 提出先 経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>2 申請手続</p> <p>(1) 提出先 経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
<p>3 事務取扱要領</p> <p>(1) 輸出許可書等の処理</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省<u>貿易経済安全保障局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。</p> <p>(二) ~ (リ) (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>II・III (略)</p>	<p>3 事務取扱要領</p> <p>(1) 輸出許可書等の処理</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)により、上記(ロ)の表の区分のうち、農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室の項の条約の附属書による区分に掲載された動物等の輸出に係る輸出許可書等を受理した経済産業省<u>貿易経済協力局</u>貿易管理部野生動植物貿易審査室は、前記1の(3)の(ロ)に定める審査基準については、同室に情報提供を求めることができる。</p> <p>(二) ~ (リ) (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>II・III (略)</p>
<p>別紙様式1－(1)</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明(申請)書</p> <p>CITES permit/certificate : Government of Japan</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>別紙様式1－(1)</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明(申請)書</p> <p>CITES permit/certificate : Government of Japan</p> <p>1～5 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997</p> 	<p>6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997</p> 
A 7～1 5 (略)	A 7～1 5 (略)
別紙様式1－(2)	別紙様式1－(2)
C 7～F 1 2 (略)	C 7～F 1 2 (略)
<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> 	<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> 
1 5 (略)	1 5 (略)
別紙様式1－(3)	別紙様式1－(3)
1～2 (略)	1～2 (略)
<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> 	<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> 
1 5 (略)	1 5 (略)

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手續等について(平成21年5月21日付け 平成21・05・11貿局第3号)

改 正 後	現 行
1 (略)	1 (略)
2 提出先 経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部野生動植物貿易審査室	2 提出先 経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部野生動植物貿易審査室
3~7 (略)	3~7 (略)
別紙様式1－(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明(申請)書 CITES permit/certificate : Government of Japan	別紙様式1－(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明(申請)書 CITES permit/certificate : Government of Japan
1~5 (略) 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997 	1~5 (略) 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997 
A 7~15 (略)	A 7~15 (略)
別紙様式1－(2)	別紙様式1－(2)
C 7~F 12 (略)	C 7~F 12 (略)

改 正 後	現 行
<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> <div style="text-align: center;">  METI <small>Ministry of Economy, Trade and Industry</small> </div>	<p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> <div style="text-align: center;">  METI <small>Ministry of Economy, Trade and Industry</small> </div>
1 5 (略)	1 5 (略)
別紙様式1－(3)	別紙様式1－(3)
<p>1～2 (略)</p> <p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> <div style="text-align: center;">  METI <small>Ministry of Economy, Trade and Industry</small> </div>	<p>1～2 (略)</p> <p>13. This permit/certificate is issued by: <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN</p> <div style="text-align: center;">  METI <small>Ministry of Economy, Trade and Industry</small> </div>
1 5 (略)	1 5 (略)

「(お知らせ) 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16.8に基づく楽器証明書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ) 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約第7条第3項及び同条約決議16.8に基づく楽器証明書の申請手続等について(令和3年6月29日付け 20210621貿局第1号)

改 正 後	現 行
<p>3 楽器証明書の申請手続 (1) 申請先 <u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>別紙様式1－(1) 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国樂器証明(申請)書 Musical instrument certificate : Government of Japan</p> <p>1～5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Security Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997 </div> <p>A 7～15 (略)</p>	<p>3 楽器証明書の申請手続 (1) 申請先 <u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>別紙様式1－(1) 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国樂器証明(申請)書 Musical instrument certificate : Government of Japan</p> <p>1～5 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority <u>Trade and Economic Cooperation Bureau</u> Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901 JAPAN TEL: +81-3-3501-1723 FAX: +81-3-3501-0997 </div> <p>A 7～15 (略)</p>